

編輯部報情閣内

週報

行發日十月八

昭和十一年十月八日
昭和十一年八月十二日
（毎週一頁）
（毎週一頁）



軍事援護の一年

教化と映畫政策

沙草峰事件のその後

上海戦闘一周年を迎へて

ブルガリアの再軍備問題

鐵鋼の需給調整

☆ 週 間 戦 況

五錢

號五十九第

編輯部報情閣内

週報

行發日十月八

軍事援護の一年
 教化と映畫政策
 沙草峰事件のその後
 上海戦闘一周年を迎へて
 ブルガリアの再軍備問題
 鐵鋼の需給調整
 ☆週間戦況

昭和十一年十月十一日發
 ▲第三種郵便物認可
 行 (毎週二回、隔日發行)

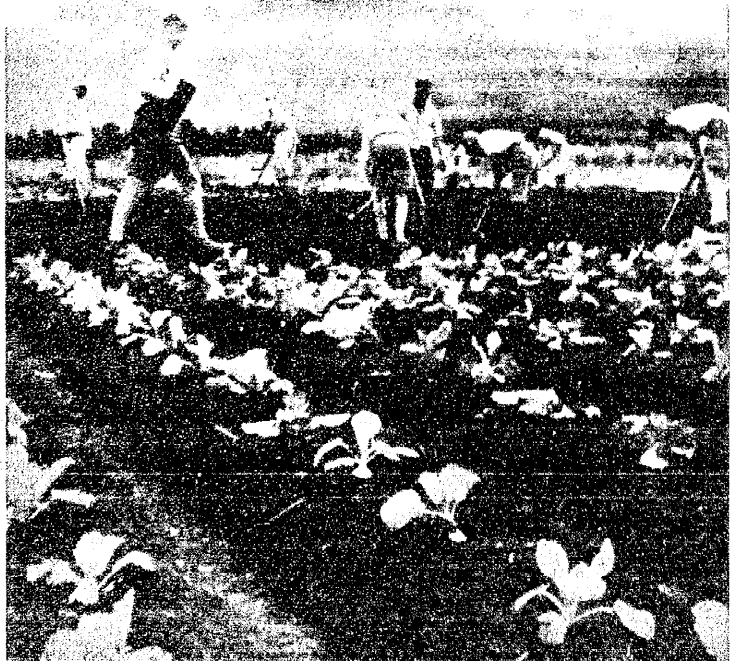
五錢

號五十九第

露光量違いにより重複撮影

夏に鍛へよ

われわれのからだは國家の力である
強靱な身體旺盛な精神を必要とするのは獨り戦場のみではない
長期建設をめざす國家總力戦下のいま
それはわれわれ全部の問題である
鐵は灼熱に鍛へる われわれも
炎暑を克服して心身を鍛へよう 明日の日に備へて……



週報

第九十五號

軍事援護の一年	厚生省臨時軍事援護部……(二)
沙草峰事件のその後	陸軍省新聞班……(二二)
漁業法の改正と漁村の振興	農林省……(二九)
上海戦闘一周年を迎へて	海軍省海軍軍事普及部……(三三)
湖北省に進出す	陸軍省新聞班……(三六)
況 揚子江上に敵艦艇を碎く	海軍省海軍軍事普及部……(三九)
教化と映畫政策	文部省……(三三)
ブルガリアの再軍備問題	外務省情報部……(四一)
——長期戦と物その三——	
鐵鋼の需給調整	臨時物資調整局……(二六)
◇最近公布の法令……	内閣官房總務課……(四五)
◇鉄後援強化週刊……	……(二二)
◇官廳刊行物だより……	……(二八)
◇週報の友「發刊」について……	……(四七)

軍事援護の一年

厚生省臨時軍事援護部

はしがき

支那事變一周年も過ぎ、皇軍はまさに敵の第二の首都漢口に迫らんとしてゐる今日、皇軍の赫々たる武勳の蔭に、一億國民の銃後の赤誠が火の如く燃えてゐることを見のがしてはならぬ。

この一年間、國民がいかに戦時國策に協力して來たか、いかに經濟戰、思想戰の勇士として活躍して來たか、將又いかに銃後の護りに盡瘁して來たか、それらを檢討することは極めて意義深い問題であらう。こゝには軍事援護の一年を顧み、併せて將來の對策に關して述べることにしよう。

事變發生と共に油然沸き立つた銃後國民の赤誠に關しては、或ひはラヂオを通じ、或ひは新聞雜誌上に屢々報ぜられたところであり、且つ事變繼續中の今日、これを數字的に示すことはむづかしい。以下主として、軍事援護事業の中心をなす軍事扶助法並びに軍事扶助法以外の一般援護事業中國費の助成により、或ひは地方公共團體を始め民間援護團體等によつて實施された事業のうち、比較的計數の明らかなものについて述べ、最後に本年度の事業計畫、今後の方針等に言及しよう。

軍事扶助法に依る扶助狀況

軍事扶助法の制定の趣旨並びに扶助の對象、扶助の種類、程度、方法、扶助の機關等、軍事扶助法

(2)

の解説については、昭和十二年八月十一日發行の本誌第四十三號に「銃後の後援」と題して詳細述べて置いたから、こゝには昭和十二年度中に於ける實施狀況を紹介しよう。

軍事扶助費の昭和十二年度當初豫算は約四百萬圓であつたが、事變發生後二回に亘る追加豫算と一回の豫備金支出とにより、次の如く約三千九百萬圓となつたのである。

昭和十二年度軍事扶助費豫算

一、當初豫算	三、八四六 <small>千円</small>
一、第一次追加(九月)	一五、〇〇〇
一、第一豫備金(十二月)	五、〇〇〇
一、第二次追加(二月)	一五、二〇〇
計	三九、〇四六

(3)

そして昭和十二年度中に扶助した戸數は約三十五萬戸、扶助人員は百二十六萬人餘の多きに達し、扶助費支出額は三千四百萬圓に及ぶ見込である。この金額は昭和十一年度扶助費の約三百萬圓に比べ、と實に十倍餘の激増であるが、これは今次事變の應召者が相當の年配者多く、大部分妻子を擁して一家の柱として働いてゐた者が多數であつたことも大きな原因である。なほ本年度に入つてからは大體毎月約六百萬圓を支出してゐる實情である。

軍事扶助法以外の援護狀況

軍事扶助法には法律としての建前から種々の制限があつて、内縁關係の妻子や、伯叔父母、甥姪等は扶助出來ないこととなつてゐる。しかしながら、その實情は、我が國の家族制度に徴して扶助するを適當とする場合もあり、又軍事扶助法に該當する程の生活困難ではないが、なほ幾分の援護を要する者や、現在何かの援護をなさないと將來軍事扶助法の該當者となるであらうと思はれる者等を、事前において何等かの援護をなし、積極的に顛落防止をなすことも亦必要なことである。かうした方面の援護を始め見舞金、弔慰金の贈呈、慰問、慰籍、弔問など軍を犒ふのが、道府縣、市町村を始め軍事援護團體等で實施する事業である。

そしてこれらの事業のため要する資金は、概ね國庫助成金、民間篤志家の政府寄託金、道府縣、軍人援護資金、市町村費並びに寄附金等である。



(4) 授産事業 (應召軍人家族慰問第一編高島縣河内)

ある。

これらの内昭和十二年度分の分明せるものを示せば次の如くである。

一、國庫助成費	一、〇〇〇
一、政府寄託軍事扶助事業寄附金	一、五〇〇
一、道府縣費計上豫算	二、三六六
一、軍人援護資金	七八一
一、道府縣寄附金募集豫定額	二一、八八四
計	二七、五三一

(右の中第三項乃至第五項は昨年十月五日現在の調査に依つたものである。)

そして本事業の實施狀況に關しては、未だ事變繼續中のためこれを詳細に知ることは出來ないが、右の内道府縣並びに道府縣を單位とする援護團體において實施した事業だけについてみれば、大體昭和十二年度中において約五百六七十萬圓を支出し、本年度に入つては毎月約百十萬圓内外を支出してゐる實情である。しかしながら、市町村並びに市町村を單位とする援護團體で實施してゐる事業の實績は未だこれを詳かにし得ないが、その額は相當の巨額に達するものと思はれる。殊に都鄙を通じて行はれてゐる勞力援助は一ヶ年間のその延人員は實に數千萬人に上る見込である。勞力奉仕に關してはこれまで屢々新聞、雜誌等に報ぜられたところで、中には盲學校生徒の稻刈奉仕、小學兒童の各種勤勞奉仕等到處涙ぐましい情景を展開してゐるのである。

本年度の主要事業

以上述べた軍事扶助法並びに法以外の援護については、本年度においてもいよ／＼積極的に実施してゐる。道府縣をはじめ市町村、援護團體等においてもそれ／＼豫算を増額してゐるが、政府でも或ひは豫算を増額し、或ひは新規事業を実施するに至つたのである。昭和十三年度における國費の豫算は次の如くである。

一、軍事扶助費	五四、一九四
一、軍人援護事業助成費	一〇、〇〇〇
一、召集解除者生業援護助成費	七、〇〇〇
一、軍事援護相談所設置助成費	一、〇〇〇
一、戦歿者遺児育英助成費	七〇
計	七二、二六四

軍事扶助費は差し當りの豫算として計上されたもので、情勢に應じて増額されることは勿論である。以下その他の各項につき簡単な解説を試みることにする。

(1) 軍人援護事業の助成

軍事援護をして眞に遺憾なからしめるため、各方面に亘る軍事援護の総合的運営が必要とされ、軍事扶助法以外の軍事援護事業が廣く行はれてゐることは前に述べた通りである。そしてこの事業は従

來主として民間の軍事援護團體資金や軍人援護資金等に依つて行はれて來たのであつて、平時においては軍事扶助費の約二割に當る事業費を計上してゐた。ところが、今次事變勃發以來要援護者の激増に對し、これら民間援護團體の資金がその急需に應じ兼ねる状態を見て、政府は昨年九月の臨時議會において、とりあへず新たに百萬圓の助成費を計上し、これらの法以外の援護事業に對し助成を行つたのである。

本年度においては、いよ／＼事業費の増大を餘儀なくされるに至り、又地方資金もだん／＼涸渇するであらうことを見越し、且つ政府においても従來の生活扶助を主とする援護方針より、むしろ農山漁家、中小商工業者等で家業の經營困難に陥る者の生業援護並びに轉業、始業、内職等各種生業援護に主力を注ぎ、積極的に應召軍人の家族、遺族の生活保全を期すために本助成金を一千萬圓



(町員大縣城茨一祝狀業作るよに機織製の家農召應) 護 援 業 生

に増額したのである。従つて目下各府縣においてそれ〴〵生業援護に關する事業計畫を樹立しつゝあるが、これが實施された暁は、かなり廣範圍に亘つて、生業に必要な器具、資料の給付、或ひは生業に必要な技術の習得等が實施され、その効果は相當大なるものがあると思へるのである。

(2) 召集解除者の生業援護

召集解除又は除隊となつて歸郷する軍人を一日も早く生業に就かしめ、それらの家族の生活を安定することは歸郷者に對する最も緊要な對策であることは言を俟たないところである。

政府はこゝに着目し、既に十二年度において政府寄託の軍事扶助事業寄附金中より、とりあへず五十萬圓を支出し各道府縣に配付したのであるが、更に本年度においては新たに召集解除者の生業援護助成費として七百萬圓を計上し、道府縣をして事業を行はしめてゐる。

事業内容は、農山漁家、商工業者及び職工日雇その他勞務者等に對し、生業に必要な器具、資料の購入費、生業のために必要な小額の資本、もしくは就職準備のため必要な資金（就職のための旅費、書類作成費、支度料その他必要な費用）等を給與し、又生業に復歸する迄の準備期間において生活費に不足を生ずる場合は、一定期間までの生活費の補給もなすこととなつてゐる。

(3) 戦歿者遺族保護對策

戦歿軍人遺族の保護としては、従來扶助料、特別賜金、勳章年金、従軍記章、軍人遺族記章、軍事扶助法等に依る扶助等、すべて消極的保護に過ぎなかつたが、遺族將來の問題として積極的保護對策の樹立が痛感されるに至つたので、政府は遺兒をして將來獨立自營の素地を與へるため、遺兒中の希

望者に對しては中等程度の學業を修め得る途を開いたのである。即ち遺兒にして中等程度の學業を修めたい希望をもちながら、學資が乏しいためその希望を達し得ない者に對しては學資の補助をなすこととしたのである。

本年度においては傷疾軍人子弟の育英と併せて二十萬圓の豫算を計上し、遺兒の育英に對しては七萬圓を支出し得ることとなつた。そして事變は道府縣の事業としその經費は全額國庫負擔の建前を採つたのである。

なほ本事業はその性質上、毎年繼續されるものであり、且つ現在の遺兒の年齢より見て現在最も多數を占める幼兒が、將來中等教育を受ける頃は相當多額の豫算を要するものと思はれるのであるが、本事業の適正な實施は遺族の將來に相當貢獻するものがあると思ふ。

(4) 軍事援護相談所の設置助成

事變の長引くにつれ、銃後後援の内容はますます複雑多岐となり、應召並びに出動軍人の家族並びに遺族に對し軍事援護全般に亘り最も良き相談相手となり、正しく指導する適切な機關の必要が痛感され、各地方でも地方の實情に應じて考慮されるに至つたので、政府でもこれが設置を助成するの必要を認め、全國の市町村に「軍事援護相談所」を、又道府縣廳に「中央相談所」を設置せしめることとし、これに對し本年度百萬圓の豫算を計上し、既に道府縣に配付を了したのである。

その事業としては、一般軍事援護に關する相談指導の外、近時戦歿軍人の遺族間に扶助料、特別賜金等の恩典を繞り各種の紛議が漸次増加する傾向にあるので、これらの紛議を穩密且つ情誼に基づい

て解決することが重要な事業の一つである。
なほ本相談所はこれら家族及び遺族の身上並びに家事全般に關する相談指導に當る機關であるから、家族並びに遺族は積極的に自ら進んでこの機關を利用し、本機關設置の目的を果されんことを切に希望する次第である。

結 び

以上、大體臨時軍事援護部で主管する軍事援護事業につき、過去の実績並びに今後に於ける事業の内容及び方針等を述べたのであるが、このほか民間では、事業繼續のためその実績の調査は困難であるが、極めて多種の事業が行はれてゐる。そしてそれらの事業はたゞにその額が想像以上の巨額に上つてゐるのみならず、特に精神的方面の援護は、これら隠れた方面で多く行はれてゐるといふ事實を記憶すべきである。
なほ今後の軍事援護としては、いよゝ／＼銃後各般に亘る事項を慎重に考究し、最も適正な援護の方途を講ずべきは勿論であるが、特に遺族の保護對策に關しては官民共に一段の努力を致さねばならぬのである。

事變は長期に亘り、銃後の援護はますますその重要性を加へるに至つた。このときに當り、政府では今秋十月五日から十月十一日に亘る一週間を「銃後援護強化週間」と定め、銃後援護に關する國民の認識を深め、特に戦後軍人の遺功を偲ぶと共に、傷病軍人、出征軍人等に對する感謝の念を高め、國民の日常生活の中にこれを徹底し永續させ、併せて傷病軍人、戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族等に對する援護の完備を期することになつた。この機會に是非心掛けた。い官民の實施要項――

一、慰靈と祈願
各自が戦後軍人の遺骸を偲ぶ方法を講ずると共に、戦後軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ小國民の教化の徹底を図る。

二、勳章の表彰
傷病軍人の接遇に關する善行者(團體を含む)戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。

三、小國民の教化
各學校では、本週間の趣旨に關し訓話を行ふ外、修身、習字、作文等の教材にこれを採取し、戦後軍人と傷病軍人に對する尊敬感謝の念を涵養させ

四、接遇改善協議會の開催
映画館、興行館、湯屋、旅館、理髮店、交通運輸業者等は傷病軍人の精神的接遇改善に關する協議會を開催しそれぞれ適當な措置を講ずる。

五、團體至懇談會の開催
傷病軍人、戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族等の就職を容易ならしめると共に、現に就職中の者の處遇に遺憾なき措置を講ずる。

六、座席譲與の徹底
汽車、汽船、電車、バス等の交通機關又は集會場等では、傷病軍人に對して座席を譲る趣旨を徹底させる。
(カートの貸與は新らしい軍人傷病軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。

七、團體至懇談會の開催
傷病軍人、戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族等の就職を容易ならしめると共に、現に就職中の者の處遇に遺憾なき措置を講ずる。

八、座席譲與の徹底
汽車、汽船、電車、バス等の交通機關又は集會場等では、傷病軍人に對して座席を譲る趣旨を徹底させる。
(カートの貸與は新らしい軍人傷病軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。

十月五日――十月十一日

銃後援護強化週間

官民實施要項

一、慰靈と祈願
各自が戦後軍人の遺骸を偲ぶ方法を講ずると共に、戦後軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ小國民の教化の徹底を図る。

二、勳章の表彰
傷病軍人の接遇に關する善行者(團體を含む)戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。

三、小國民の教化
各學校では、本週間の趣旨に關し訓話を行ふ外、修身、習字、作文等の教材にこれを採取し、戦後軍人と傷病軍人に對する尊敬感謝の念を涵養させ

四、接遇改善協議會の開催
映画館、興行館、湯屋、旅館、理髮店、交通運輸業者等は傷病軍人の精神的接遇改善に關する協議會を開催しそれぞれ適當な措置を講ずる。

五、團體至懇談會の開催
傷病軍人、戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族等の就職を容易ならしめると共に、現に就職中の者の處遇に遺憾なき措置を講ずる。

六、座席譲與の徹底
汽車、汽船、電車、バス等の交通機關又は集會場等では、傷病軍人に對して座席を譲る趣旨を徹底させる。
(カートの貸與は新らしい軍人傷病軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。



官民實施要項

一、慰靈と祈願
各自が戦後軍人の遺骸を偲ぶ方法を講ずると共に、戦後軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ小國民の教化の徹底を図る。

二、勳章の表彰
傷病軍人の接遇に關する善行者(團體を含む)戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。

三、小國民の教化
各學校では、本週間の趣旨に關し訓話を行ふ外、修身、習字、作文等の教材にこれを採取し、戦後軍人と傷病軍人に對する尊敬感謝の念を涵養させ

四、接遇改善協議會の開催
映画館、興行館、湯屋、旅館、理髮店、交通運輸業者等は傷病軍人の精神的接遇改善に關する協議會を開催しそれぞれ適當な措置を講ずる。

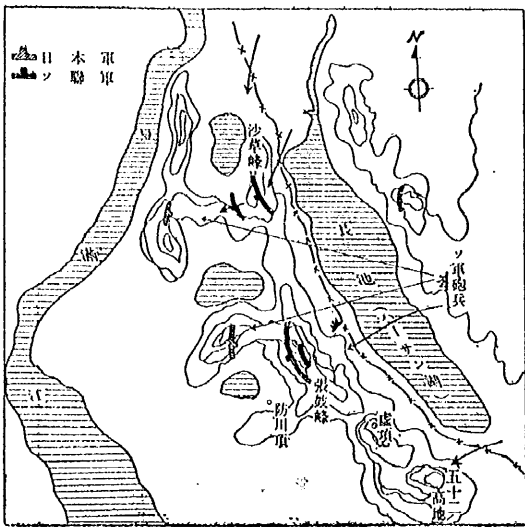
五、團體至懇談會の開催
傷病軍人、戦後軍人の遺族及び出征軍人の家族等の就職を容易ならしめると共に、現に就職中の者の處遇に遺憾なき措置を講ずる。

六、座席譲與の徹底
汽車、汽船、電車、バス等の交通機關又は集會場等では、傷病軍人に對して座席を譲る趣旨を徹底させる。
(カートの貸與は新らしい軍人傷病軍人の家族の處遇その他援護に關する善行者(團體を含む)傷病軍人中その精神指導上範とするに足る者、戦後軍人の遺族、傷病軍人及び出征軍人の家族中、孝子、節婦、賢母等の表彰を行ふ。

あるが、圖に乗つたソ軍は復た沙草峰方面に於て新事態を作つた。三十一日午前一時四十分頃になると、ソ軍は當夜暗夜なるにも拘はらず最初から相當正確な砲撃を我が陣地に加へ、戦車三臺を加へて我に攻撃してきた。我が軍は直ちにこれに應戦し午前六時頃にはソ軍を國境外に完全に驅逐し彼の不法占領した沙草峰及び張鼓峰の二高地を我が手に取り戻した。爾後我が軍は國境線内に留まり事件不擴大の方針を堅持してゐる。ソ軍砲兵は午前七時頃より博石洞方向より我が古邑(古城)村落に對して緩慢な射撃を加へ、又長池東方陣地よりも沙草峰南方高地及び張鼓峰附近の我が陣地に對し砲撃を續行してゐる。この戦闘に於ける彼の戰場遺棄死體七十その損傷約二百に達する見込、その他鹵獲品として戦車十一、山砲二、速射砲二等があつた。我が方も戦死者三十名、負傷者六十七名を出した。

午後零時三十分頃より午後四時頃に至る間に於て、前後三回に亘り八、九機編隊のソ聯機二乃至三は各、張鼓峰方面より朝鮮に進入し、洪儀を経て鐵道線路及び慶興橋梁附近を爆撃したが、洪儀南方鐵道線路に若干の損害を與へた外我に損害なく、合計五機を撃墜した。又午後零時三十分頃張鼓峰に對して又も戦車八臺突進して來たが、我が射撃によつて撃退され二臺は破壊された。我が軍は既に國境線内要點を確保し隱忍自重してゐる。

止し、沙草峰の我が陣地前面約百五十米まで近接してゐた彼の兵は、八百乃至千米に後退して陣地を構築してゐる。張鼓峰東南方二軒の五十二高地方面の敵も越境ノ聯軍撃退直前の情況略圖(七月三十日夜)



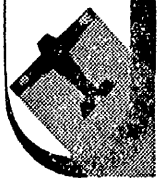
若干後退した模様である。午後十時頃古城方面に對して迫撃砲の射撃を受けたが大して情況の變化がなかつた。本朝來雲低く敵飛行機の爆音を聞くが機形は見え

なかつた。沙草峰方面の彼の兵力は歩兵約三大隊、戦車十五、砲二十數門である。八月二日、三日兩日の戦闘によつて彼に與へた損害は二百を下らない。その遺棄死體から判断すると、在ソウオキエフスク(煙秋)赤軍第百十八聯隊がこれに参加してゐることは確實である。ソ軍は三日拂曉から午後五時頃迄張鼓峰一帶古邑南峰山水流峰に對して盛んに砲撃したが我が損害は極めて輕微である。張鼓峰北方香山洞一帶に亘る彼の兵力は、歩兵第三聯隊、機械化部隊少くも一旅團戦車總數約二百三十臺を數へる。戦闘開始以來我が砲撃によつてソ軍戦車の擱坐したもの既に二十九臺に及んでゐる。前述の如く、我が國境内に於て隱忍自重彼の侵犯に對し守備しつつあるに反し、彼は地上部隊によつて越境せるのみならず、飛行機を國境より更に深く我が領土内に進入せしめ、且つ不法にも砲撃を加へたものであつて、明らかにその非は彼にあり、今後事態が如何に推移すべきかは一にソ聯邦の事變解決の誠意如何に在り、今後嚴重に彼の出方を監視せねばならぬ。

慶 興 戸數 三〇六 人口 一六二四
古 邑 一六五 八〇〇

長期戦と物 其三 鐵鋼の需給調整

臨時物資調整局



鐵鋼の需給状況

軍需資材として使用される鐵の數量が莫大に上ることとは、歐洲大戰の例によつてすでに人々の知るところであるが、その後一層科學化し機械化した最近の戰爭においては、鐵砲、彈丸、爆彈、戰車、自動車等を用ひられる鐵鋼の使用量は實に想像以上の巨額に達するのである。そのみならず、鐵鋼は一般の機械器具類は勿論、鑛山、土木、建築、鐵道、船舶、瓦斯、水道等、あらゆる産業部門に亘つて使用される生産財であり、生産力擴充には無くてはならぬ物資である。

ところが、我が國における鐵鋼の資源は極めて乏しく、かつ鉄鐵や鋼材の生産力もまた不足を告げている。いま支那事變勃發前年、即ち昭和十一年の鉄鐵需給状態を見ると、國內需要額三百二十萬噸に對して生

産額は二百二十萬噸に過ぎず、その差百萬噸は海外から輸入してゐる状態である。鋼材は一時は金輸出再禁止以來の軍需インフレの影響を受け、設備の擴張等によつて生産が増大し、國內自給率十一割餘といふ成績を示したこともあるが、昭和十一年頃から所謂準戰時經濟體制の時代に入つて以來、軍需の増加と企業の隆盛によつて鋼材の需要は急激に増大し、昭和十二年の春すでに鐵鋼飢饉を叫ばれる状態となつてゐたのである。かゝる情勢下に支那事變の勃發を見たのであるから、昭和十二年には巨額の輸入を外國に仰がねばならぬこととなつた。

鐵鋼の使用制限

そこで、政府は先づ海外よりの鐵鋼輸入の確保に努力したことは勿論であるが、輸入のみに頼ることはや

がて貿易の收支の均衡を失する虞れがあるので、國內における生産の増加をも同時に圖ることとした。即ち「製鐵事業法」を施行して製鐵業の發展を助長し、また日本製鐵株式會社に命じて未開發鑛山の開發や砂鐵の熔鑄試驗等を行はしめる等、極力その増産に努力して來た。

しかし、生産力の擴充といふことは一朝一夕にして成るものではなく、従つて民間における鐵鋼の消費を出来るだけ節減して軍需に振り向けなければならぬ。そこで、昨年十月に「鐵鋼工作物築造許可規則」(商工省令)を制定して、鐵鋼を使用する建築物その他の工作物を築造する場合には、地方長官の許可を受けねばならぬこととした。但し商工大臣の指定する時局に緊要な事業、即ち鑛業、金屬工業、工作機械工業等の用に供する特定の工作物については許可を要しないことになつてゐる。なほ本規則は當初は鋼材使用量が五十噸以下のものについては適用されないことになつてゐたが、本年七月の改正で右の限度を撤廢し、また薄鋼板の使用を制限し、前述の許可を要しない事業の範圍

も亦著しくせばめられることになつた。

かうして鐵鋼の民需に對する供給を或る程度制限したのであるが、事變の長期化と戰局の擴大に伴つていよいよ鐵鋼の使用制限の強化を必要とするに至つたので、本年四月「鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件」(商工省令)を公布して、文房具、家具、什器、玩具、建築材料及び街頭照明柱とか電柱、交通標識のやうな路上工作物等四十七品目に亘つて鉄鐵を使用し、これを鑄造することを原則として禁止した。本規則はその後七月に改正し、制限品目の範圍を擴めると共に、不要不急品の製造機械器具等も亦鉄鐵を使用して製造することを禁止することとなつた。

鋼についても本年七月「鋼製品ノ製造制限ニ關スル件」(商工省令)を制定して、鉄鐵の場合と同様、文房具、家具、什器、玩具、建築材料、路上工作物等は勿論、樂器、運動具及び不要不急品の製造機械器具等に至るまで百三十數品目に亘つて鋼材(府鋼を含む)を使用してこれらを製造することを原則として禁止した。この三つの省令によつて民間における鐵鋼を材料と

する諸製品の製造はその大半を禁止されることとなつたわけである。

鐵鋼の配給統制

以上のやうに、鐵鋼の使用制限については相當強度の統制を加へたのであるが、他方、配給關係を従來のやうに自由に委せて置くことは、その價格の騰貴を招き、かつ軍需の補給に支障を來す虞があるので、この方面の統制にも努力して來た。即ち商工省内に關係各關係官の外、製鐵業者、販賣業者及び鐵鋼消費部門の代表者から成る鐵鋼配給統制協議會を設けて、一定期間ごとに鐵鋼配給の具體的な實施計畫を作成し、その實施計畫に基づいて各産業部門における民間の自治的統制團體が實際の配給を行つて來たのである。そして本協議會は六月から鐵鋼配給證明書による配給方法、即ち切符制度を採用したのであるが、自治的な切符制度では未だ統制機關の完備してゐなかつた中小機械工業方面については、これを實施することが出来なかつた。そこで、政府は本年六月二十日に「鐵鋼配給

統制規則(商工省令)を制定して、鐵鋼の製造業者または販賣業者は、官廳、公共團體または商工大臣の指定した統制團體で發行した割當證明書と引換へでなければ原則として鐵鋼の販賣をなし得ないこととして、全消費部門に切符制度を採用することとなつたのである。なほ右の統制團體や公共團體は商工大臣または地方長官の割當した鐵鋼の數量の範圍内においてのみ切符を發行することが出来ることになつてゐる。

以上が政府が採つて來た鐵鋼の需給調整策の概要であるが、その消費並びに配給の統制は相當強度のものである。従つて一般消費者の受ける苦痛も少くないと考へられるが、前にも述べたやうに鐵鋼の軍需要額は巨額に上るにも拘らず、その資源に乏しい我が國の現状にあつては、眞に已むを得ないところであり、國民としては克く國策の向ふところを理解して、或る程度の不自由はこれを忍んで聖戰目的遂行のために協力せられんことを切望する。

漁業法の改正と 漁村の振興

農 林 省

漁業組合の使命

昭和八年の漁業法改正以來、漁業組合は責任組織出資制度を採用することが認められ、漁村における協同組合としての機能を果たすことができるやうになつた。もと／＼漁村民の大部分は、いはゆる沿岸漁業に依存する中小漁業者であつて、財界の不況と數度の災害により疲弊のどん底に陥り、それが居敷の途はたゞ一つ彼等の自覺と奮發により自力更生に求めるより外なかつたのである。しかしながら、資力なき彼等はどうしても獨力でこの難關を切り抜けることは困難であり、そこに生産的事情を同じくする部落民或は村民同志の強固な團結の力が必要とされるに至つた。この漁村更生といふ重大任務を荷つて登場した漁業協同組合といふ

新制度は官民一致の努力によつて漸くその進展を見、漁村の更生も着々として實效を収めつゝある。漁業組合はこれを分つて三種類とすることが出来る。

その一は漁業協同組合であり、これは組合員各自が出資をなし、組合員の對外責任は無限、保證、又は有限の三種のうちのどれかを以て構成されるものであり、協同組合として完全な機能を發揮することの出来るものである。

その二はいはゆる非出資の責任組合といふものであつて、これは單に責任組織のみを採つて、出資制度を採用しないところの組合である。漁業組合を漁村協同團體として經濟的行爲を行はせて行かうとするならば、このやうな出資制度を採

用しない變則的なものは原則として許さるべきものではないが、或ひは組合の財産状態が非常に良好でわざ／＼出資の必要がないとか、又は組合員が出資の能力がないとかいふやうな事情によつて、特別に例外的に認められてゐる組合である。

その三は單なる従來の漁業組合であつて、これはたゞ漁業權や入漁權の主體となり漁業に關する共同の施設を行ふものであつて經濟的行爲を行ふことは出来ない。しかし、これも改組すれば漁業協同組合となり得るのであるから政府はまず／＼この改組を促進する方針で進んでゐる。

○ 全國漁業組合總數四、〇一四の中昭和十三年七月末の改組狀況を示せば左の通りである。

漁業協同組合 一、七〇〇組合
非出資責任組合 一七三組合
右の中漁業協同組合の出資金は何程であるか。昭和十二年六月末現在の調査によれば、出資金總額は六、二五二、一二一圓であり、その内拂込済額は七五七、四

一五四であるが、漁業協同組合が眞に漁村に於ける經濟機關として充分な活動をするには、さらに一層その資力充實を圖らなければならぬ。なほ漁業組合の積立金の總額は約一千二百萬圓に達する。漁業組合の主な事業は漁獲物の共同販賣、漁業用品、或ひは經濟用品の共同購入、資金の貸付等であるが、最近公布された漁業法中改正法律によつて、さらに組合員の貯金の受入に關する施設をも行ふことができるやうになつた。従來の事業の分量は大體左の通りである。

共同販賣	七千二百萬圓
共同購買	二百四十萬圓
資金貸付	七百二十萬圓
共同運搬	九十萬圓
其他	

漁業協同組合を中心として漁村の更生を圖らうとする以上、さらにこれらは或ひは全縣下、或ひは全國において大同團結をなし、その精神的結合の強化と、資力及び對外信用の充實とを圖らなければならぬ。そこで、漁業協同組合に在つてもその系統機關の必要は夙に叫ばれ、政府の督勵と民間の熱意によつて、聯合會の結成も漸く促進され、沿海の府縣においては全部の府縣にその設立を見るに至つた。中小漁業者がその經濟的地位を確保するために大同團結をすることは必然の勢ひであり、商業組合とか、工業組合とか、或ひは産業組合とか協同組合運動が各方面に發達を見つゝあるのも當然のことである。そして漁業組合は主として漁業者の團體ではあるが、地域的の團體として漁業者でない者も地域内の者はこれに加ふるべきである。

かうして漁業組合は船溜、船揚場、築磯の造成、救難共済の諸施設等漁業に關する公共的施設を行ふとともに、漁業權の所有主體として確保され且つさきにあつたやうな經濟行爲を行ふことを期待されてある團體である。

漁業組合金融の改善

資力に乏しい沿岸漁村民のための金融の問題は、極めて古い問題であつて、或ひは水産銀行の設立とか、或ひは漁業組合中央金庫の設立とかいふ研究論議されて來た。

一體、水産金融は何故に圓滑に行かないのであらうか。これには種々の理由があるが、先づ第一に挙げなければならぬことは、漁業の特殊性に對する金融業者の無理解と誤解とであらう。漁業は自らの條件に支配されることが極めて大で、その豊凶も常ならず、非常に危険の伴ふものであるから金融の條件は著るしく不利にならざるを得ないといはれてゐる。

しかしながら、漁業においてもこれを一年なり半年なりの短い期間において眺めるならば相當の豊凶のあることは免れぬが、これを三年なり五年なりの長い日を以て見れば決して危険なものではない。潮流水溫の關係又は魚族の往來によつて或ひは豊漁あり或ひは凶漁があるが、三年乃至四年を通じて考へるならば、一定の安定さをもつてゐるものである。

次に問題となるのは漁村には適當な擔保物件が乏しいことである。漁村に於ける擔保物件といへば漁業權や漁船等であ

るけれども、これらのものはその擔保價值が不確實であり金融業者はこれを擔保に取つてを好まない。漁業財團抵當法、農業動産信用法の制定や漁船保險の施行によりこの不便も幾分救はれたものがあるが、未だに充分といふことはできない。

第三には漁村の人々の人的信用も亦一般に低く見られてゐるといふことが金融の圓滑を缺く條件の一として挙げられるところである。

○
従來の水産金融の狀況は大體左の通りである。

日本勸業銀行其他特殊銀行の貸付	二千七百萬圓
普通銀行の貸付	三千三百萬圓
漁業組合の貸付	九百萬圓
産業組合の貸付	二千三百萬圓
合計	約八千二百萬圓

この外魚問屋、個人金貸業者等による漁業資金の貸出は極めて多額に上り約六千萬圓と推定される。従つて漁村における資金の借入利率は一般に高率であり一割以上のものがその半額を占める状態である。

右のやうな不十分不合理な水産金融、特に漁村金融に對して、過般の漁業法と漁業組合中央金庫法改正は劃期的の改善の途を開いた。即ち漁業協同組合及び漁業組合聯合會をして、組合員及び所屬の組合の貯金の受入に關する施設を行ふことを認めて、漁村に於ける資金の融通を助け、その集中化を圖るとともに、漁業協同組合及び漁業組合聯合會をして漁業組合中央金庫に加入することを得させ、農山漁村一體として資金の融通を圓滑ならしめようとする趣旨のものである。これがために中央金庫の資本金從來の三千七百萬圓をさらに五百萬圓増加し、その中二百五十萬圓を政府が拂込み、残りの二百五十萬圓を漁業組合關係者に於て拂込むこととなつた。

或ひは水産銀行といひ、又漁業組合中央金庫といひ、長い間問題にされて、その解決を迫られてゐた水産金融は漸く解決の曙光を見出したのである。しかしながら、この改正制度が將來圓滿に運用されて、水産業者に對する所期の目的を達することができると否かは一に懸つて、一般國民の水産に對する理解と、漁業者側における更生の熱情とに在るといふことを忘れてはならない。

漁村更生の要諦はこれを一言にして云ふならば、漁家の収入増加を圖りその支出を少くすることである。そしてその具體的方法としては、漁具漁法の改善により漁業經營費の低減を圖ること、漁業用燃料、漁具または餌料の購入を合理的ならしめること並びに折角苦心して得た漁獲物の販賣を出来るだけ有利ならしめることである。しかもこの三つを可能ならしめるための根本は從來最も不十分であつた金融方法の改善に在るのである。

漁村更生の問題は農村更生の問題よりも相當困難である。しかしながら、漁村民の精神更生と組織力の強化とは表裏の施設と相俟つて必ずやその難點を打開するであらう。いはんやわが國水産業の基礎、いな國民經濟の基礎が沿岸漁村の更生振興に依つもの大なるに於てをやである。

上海戦闘一周年を迎へて

— 記せよ八月十三日 —

海軍省海軍軍事普及部

八月十三日は七月七日と共に、我が國民にとつて忘るべからざる日である。

即ち昨年七月七日蘆溝橋事件に端を發した北支事變以來、帝國が事件不擴大、現地解決方針を堅持して隠忍に隠忍を重ね來つた甲斐もなく、月餘の後、八月九日、上海に於て突如彼の大山大尉事件の發生を見、次いで八月十三日遂に支那側の計畫的挑戦によつて、帝國海軍また暴支膺懲のために立上るの已む無きに至つたのである。爾來こゝに早くも一周年、皇軍は至高至大なる御稜威のもと、一億同胞の熱烈なる後援に感奮しつゝ奮戦力闘、今や我が本土に二倍する敵國領土を席捲し、刻一刻と光輝ある戦果を擴大しつゝある。

この機会に於て、吾人は先づ皇國のために勇戦奮闘、つ

ひに護國の神と化した戦歿將兵の英靈に對して謹んで敬弔の意を表し、幾萬傷病將兵の忠烈に對して滿腔の敬意を捧げると共に、既往を顧みてその遺烈を偲び、聖戰終局の目的達成に對していよく嚴肅なる決意と覺悟を新たにせねばならぬと思ふ。

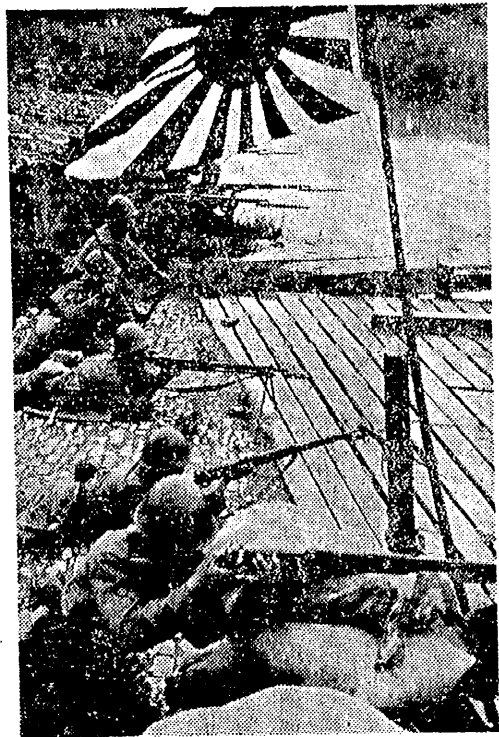
上海戦勃發

昭和七年の上海停戰協定の嚴存する國際都市たる上海を戦火の巷と化することは、因より不法たるは明らかであるが、支那側に好意を有する列強の對日干渉を誘致するためにも、又作戦の實施上からも、支那側に有利な好條件を具備してゐると考へた支那軍は、目を逐うて對日挑戦の態度を露骨に現はし、八月九日終に大山大尉事件を

惹起するに至つたのである。越えて八月十三日午前十時三十分、商務印書館に據る支那兵の我が哨兵線に對する機銃射撃を發端とし、同日午後四時五十五分、我が陸戦隊本部に對する大砲射撃によつて遂に上海戦の火蓋が切られ、大川内上海特別陸戦隊司令官から「全軍警戒、戦闘を開始せよ」との歴史的命令が我が陸戦隊に下されたのである。

爾來七十有餘日、我が寡勢なる上海特別陸戦隊を中核とする海、陸軍増援部隊の奮戦力闘により、遂に上海一帯の頭敵を掃蕩するに至つたことは周知の通りであつて、この間、戦線隨處に發揮された陣中実談は枚擧に遑なく、壯烈鬼神を泣かせる奮戦振りは全世界を齊しく驚嘆せしめ、皇軍の武威を普く中外に發揚したのである。

この上海戦は、支那側が北支事變を中南支にも波及せしめ、終に全支に亘る今次の大事變を惹起せしめんがた



上海東部最前線

この情況判断の第一は、近年我が國の内情は分裂の危機に瀕し到底戦争を遂行し得ず、且つ我に經濟戰の能力なしと見くびつたことであり、その第二はかの滿洲事變

めの豫定の筋書であつたのである。即ち支那側は先づ蘆溝橋の發砲によつて、我が方の態度を見極め、皇軍に戰意なしとの誤判断の下に、數年來の宿望たる抗日挑戦の好機正に到れりとなしたのである。

近くは軍縮會議の決裂以來、國際情勢は著るしく日本に不利であり、支那一度起れば列強は直ちに對日武力干涉の舉に出るであらうと豫想したこと、そしてその第三は、自己の實力を過信して日本軍恐るゝに足らずとなしたことに基づくものであつた。殊に巨額の經費を費し、白人軍事顧問の指導下に構築した上海周邊の防禦陣地は、正に難攻不落と豪語し、第三國軍事專家すら日本軍の猛攻を二ヶ年支へ得るであらうと批評した程であつた。なほ近年躍進の過程にあつた優勢なる支那空軍の威力と頓に近代化した支那軍隊の精銳を以てすれば、寡勢な我が上海陸戦隊の殲滅、居留民の殺戮の如きは正に鐵袖一觸、茶飯事であると考へるに至り、かくて急轉直下事變の勃發となつたのである。

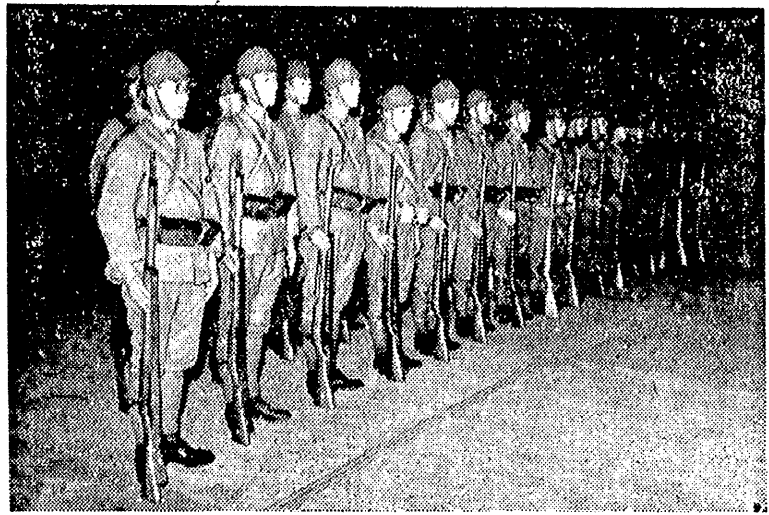
事變と制海權

事變勃發後我が海軍陸戦隊の奮闘、江上艦隊の協力、航空部隊の未曾有の戦果は、こゝに再言を要しないところであるが、我等日本國民が特に注意すべきは、これらの背後に於ける我が海上兵力の無言の威力が斷乎として

西太平洋を制壓し、直接にはこれら前線部隊をして後顧の憂ひなく、當面の作戦に全力を傾注せしめ、さらに支那沿岸二千八百五十裡に亘る廣海面に於て支那船舶の交通を遮斷し、我が後方連絡を確保するを得しめたのみならず、他方、第三國の不當の干渉を未然に防止しつゝあることである。

今次事變の戦場は、勿論主として大陸にあるのであるが、我が海軍は黃浦江並びに揚子江を遡つて大いに水路を利用し、空中よりする海軍航空隊の協力と相俟つて陸上作戦の進展に寄與したことが甚だ多く、今や濁流を衝き幾多航路の嶮難と機雷閉塞線等の障害を突破し武漢三鎮に向け進撃し、その陥落も時日の問題と目するに至り、眞に「制海權は大陸の奥地に浸潤す」てふ名言を裏書しつゝある。

又支那の海軍は我が海軍のために殆んど撃滅せられ、その空軍亦將に殲滅の悲運に際會せんとしつゝあり、僅かに收殘の將兵を以て抗日戦の虚勢を張りつゝある現狀であつて、海陸空軍中の二者を失つた彼は、もはや立體的な近代戦に参加する資格なく、勝敗の數は戦はずして



隊戰陸るけ受を命令動出

既に明らかであると謂ふべきである。

事變の前途と我等の覺悟

今や我が軍事目的の達成は素より近きにあるべしと想像されるのであるが、東洋永遠の平和を打立てんとする今次事變終局の目的を達成せんがためには、我等の前途になほ幾多の難關が横はるであらうことを豫期しなければならぬ。

我等國民はこの未曾有の國難に處して、外戦線に立つと、内戦後に在るとを問はず、各、その分に應じていよいよ舉國一致體制の完備を期さなければならぬのであるが、現下の軍縮時代に處して、軍備の充實は當面の急務であり、就中、海洋國日本の本質上、海軍軍備を充實し、皇國の地理的天恵と相俟つていよいよ不敗の地位を確保し、我等の海をして平和の障壁たらしめねばならぬと信ずる。

週聞戦況

湖北省に進出す

陸軍省新聞班

概況

揚子江兩岸地区に於ける戦況は順調に進捗してゐる。七月二十六日揚子江岸の要衝九江を陥れて以來引續きその南方廬山山地内の敵を攻撃中で、一方、江北に於ても太湖附近に於ける敵の反撃企圖を碎き湖北省に日章旗を進め宿松、黄梅を占領した。又上海方面嘉興東方地区の討伐戦は多大の成果を収めた。

九江方面

七月二十六日江岸の要衝九江を占領した我が部隊は、さらに一部を以て敵を追撃西方の徐庄附近を、又一部は獅子山附近の残敵を掃蕩した。九江附近の戦果はその後の調査によると、交戦せる敵兵力約八ヶ師、

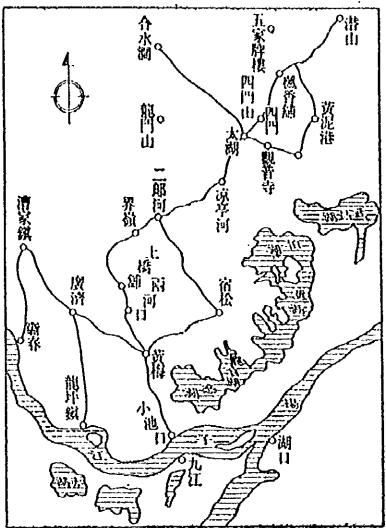
遺棄死體三千七百、鹵獲兵器十種加農三、野砲二、高射砲二、山砲六、機關銃その他多數あつた。九江市内には漢口と同様コレラが発生し我が軍はこれを防疫に力めつゝある。

九江南方山岳地帯に活動中の我が部隊は、廬山の天險に據り數線に亘り陣地を構築してゐる吳奇偉軍二ヶ師を撃破し、二十九日朝一部敵陣地を奪取した。

太湖、宿松黄梅方面

さきに潜山を占領した我が軍は太湖に向つて進撃した。長谷川、中野の各部隊は二十五日午前十時に五家牌樓、楓香舖、黄泥港の線を確保した。敵は觀音寺、大橋頭に有力なる砲兵陣地を設け頑強な抵抗を

續けてゐたが、佐野部隊は同日午後七時長河を渡河して大橋頭を占領し、太湖の敵を東南兩側より逐次制壓し、長谷川部隊は午後五時敵の陣地觀音寺を陥れ、さらに同六時三十分敵の抵抗を排除して太湖縣城東方七百米長河東岸の線に達した。この日、前島、衣川の



飛行部隊は地上部隊に協力し太湖附近敵陣地に猛爆を加へ多大の損害を與へた。酷暑の下に奮戦中の我が兵團は、重疊せる山嶽地帯に於て所在の敵を撃破しつゝ、猛攻撃を續け、遂に二十七日午前十一時二十分我が緒

方、江島、藤村等の諸部隊は北四門山への險道を負ひ東に長河を扼する要衝太湖城を占領した。敵は草雲淞の指揮する第三十二軍で黄梅方面及び西北方に退却し、さらに涼亭河西北高地線に於て我が西進を阻止し、さらに涼亭河西北高地線に向つて逆襲しようといふ企圖したが、我が軍はこれに果敢な攻撃を加へ二十八日夕柳樹河(太湖北方八軒)東西の線に進出三十日遂にこれを北方に撃退した。又長谷川部隊の一部は二十七日夕涼亭河の線に進出した。

中野部隊右翼は二十八日早朝前面の敵を撃破し大別山系南麓の諸部落を相踵いで陥れ午前九時頃には早くも馬陵舖(涼亭河要南方十六キロ)を占領、一方、左翼長谷川部隊は同時頃既に潤平坦の線に進出敗走する敵を追撃、多數のトーチカを構築して抵抗する敵を撃破して三十一日夕刻二郎河を占領した。八月一日我が部隊は遂に安徽、湖北省の境界嶺を突破し日章旗を湖北省内に進めた。又涼亭河より太湖——宿松道を進出した長谷川部隊は、八月一日午後より友軍砲兵の猛烈なる砲火の協力を得て高松縣城の攻略を開始し、城内及

び西北方高地に據つて頑強に抵抗する敵を撃破して午後六時頃宿松を占領した。翌八月二日界嶺・宿松二方向より黄梅に向つて前進せる我が部隊は、炎熱焼くが如き真夏の勞苦を克服しつゝ抵抗する敵を逐次撃退して午後四時遂に黄梅縣城を占領した。黄梅は湖北省の要衝であつて漢口より東南約五十里の地點にある。

嘉興方面の討伐戦

七月三十一日嘉興東南十二軒風家橋及び平湖南方地区に於て第六十二師に屬する敵の旅團を討伐し敵に多大の損害を與へた。又青浦南方七軒朱家橋に於ても約五、六百の敵を急襲しこれを天馬山嶺附近に壓迫撃滅した。敵の損害約二百、我が戦死四名、負傷九名であつた。

寧國(蕪湖東南方)附近の討伐戦

寧國附近の我が警備部隊交代の機に乗じ來襲した正規兵共產軍混合の數千の遊撃部隊に對し、我が部隊は二十一日双橋嶺(寧國附近)でこれを攻撃し二十四日これを撃退した。本戦團に於ける敵の遺棄死體八二〇、我が損害戦死二五名、負傷八三名であつた。

▽官廳刊行物だより△

◇國體の本義解説書

(一) 明治詔勅論—文學博士吉田熊次著(文部省藏版)本書は明治以後の詔勅の大意を詳解し、國體の本義を明確ならしめたもので、五箇條の御誓文・維新の御宸翰(陸軍軍人)に下し賜はりたる勅諭・皇室典範及び憲法御制定についての御告文並びに憲法發布の勅語、教育に關する勅語、今上陛下御即位式の勅語に分けて述べてある。七三頁

(二) 日本の儒教—文學博士飯島忠夫著(文部省藏版)—世界に發生した如何なる思想も日本に攝取される時には、日本の國體と矛盾することがあつてはならぬ。儒教は幾多の波瀾を経てその中に混じている不純なる革命思想や、個人主義的思想を去つて終に我が國に攝取されることが出来た。日本の儒教を了解するには儒教變遷の歴史を回顧する必要がある。上古の儒教、大化改新後平安朝まで、鎌倉幕府時代より室町幕府時代まで、徳川幕府時代、明治維新以後の儒教に分けて述べられてある。一〇二頁

(三) 我が風土、國民性と文學—文學博士久松義一著(文部省藏版)—日本文學においては言語的性質と藝術的性質とが日本の性格もしくは國民精神、國民性となつて融合されてある。そこに日本文學と日本の國民性と離すことのない關係がある。又文學や國民性がその國独自のものと生ずるのは、その國の歴史や風土にまつものが多いのである。日本文學や日本の國民性は日本の歴史及風土の關係のもとに生じてゐる。我が風土と文學、我が國民性と文學に分けて述べてある。七六頁

(以上三書とも發行所：文部省印刷局、日本文化センター、東京、送料別、内地六錢、外四圓)

週問戦況

揚子江上に敵艦艇を碎く

海軍省海軍軍事普及部

航空戦

七月二十六日

七月二十六日九江占領以來、海軍部隊は、空中江上及び陸上に於て陸軍と協力、附近の殘敵を掃蕩すると共に戦果を擴張し、次期作戦の準備を着々進めつゝあるが、この間海軍航空隊は九江漢口間の江岸敵陣地及び江上に巧みに隠蔽せる水上艦艇を爆撃、多大の損害を與へると共に近接せる敵の據點飛行場等を爆破した。

一方、江上艦艇は依然炎熱の濁流上に於ける掃海と敵艦艇、陣地の制壓に當り息を吐かず江上作戦の進展に努めつゝある。この間、支那軍が九江上流徐家灣附近の堤防二ヶ所を決潰せしめたことは、黄河決潰の暴挙と共に飽くなき彼の非人道的行爲で附近民衆は激昂してゐる。

七月二十六日

九江方面攻撃に向つた部隊は、九江江岸及び對岸小池口附近の敵敗殘兵を猛爆すると共に、徳安方面の敵を攻撃し、兩地に於て各一ヶ所軍需品らしきものを猛烈に炎上せしめた。又九江南方十里舖附近道路上の敵人馬及び野砲、貨物自動車等を爆撃し、何れも甚大な損害を與へた。なほ黄石港上流約三哩の右岸森かけに巧みに隠蔽せる江艦艇を爆沈した。

七月二十七日

(一) 粵漢線攻撃に向つた部隊は、岳州驛倉庫、貨車、線路等を攻撃し、倉庫一、貨車數輛、積載軍

需品等を爆破炎上せしめた。又威寧驛に於ては倉庫一、貨車二を大破し、線路數ヶ所を破壊した。

(二) 南滿鐵路攻撃に向つた部隊は、徳安、修水附近に於て敵敗残兵を爆撃し、これに多大の損害を與へた。

七月二十八日
 (一) 田家鎮方面爆撃に向つた部隊は、田家鎮上流の靳春附近に於て軍用ジャンク群を爆撃し、又田家鎮及び宿松方面の敵を爆撃し、いづれも多大の損害を與へた。

(二) 南昌西方の樟樹鎮飛行場の空襲に向つた部隊は、飛行場の北方建物及び飛行場を爆撃これを破壊した。

七月二十九日
 海軍航空部隊の一部は、大通附近に於て敗残兵の據點を猛撃し、これに多大の損害を與へた。

七月三十一日
 九江方面攻撃に向つた部隊は、折からの雷雨を冒

し九江上流に於て、敵軍艦、軍需品搭載のジャンク及び敵陣地を反復爆撃し、砲艦三隻を炎上又は翻坐せしめ、小蒸汽一隻を粉碎した。又ジャンク十數隻は猛烈な火煙に包まれて沈没した。

八月一日
 海軍航空隊は九江の上流、下流砲艦二〇〇哩に亘る江岸隨所の敵艦艇、軍用ジャンク、陣地據點等を爆撃甚大な戦果を収めた。

(一) 九江上流の靳春水道、田家鎮、黄石港、黄岡(黄州)に於て、卑劣にも第三國の國旗を詐用する疑ひ濃厚な軍艦類似の汽船、ジャンク中に散在する砲艦三隻を爆沈、三隻を炎上天破、砲艦三隻を爆沈、五隻を大破、大型ジャンク數隻を爆沈及び炎上天破せしめた。

(二) 新洲附近の江岸に施設せる敵の防禦陣地を爆撃しこれを破壊した。

(三) 九江下流に残存せる敵陣地及び殘敵密集部隊を攻撃しこれに多大な損害を與へた。

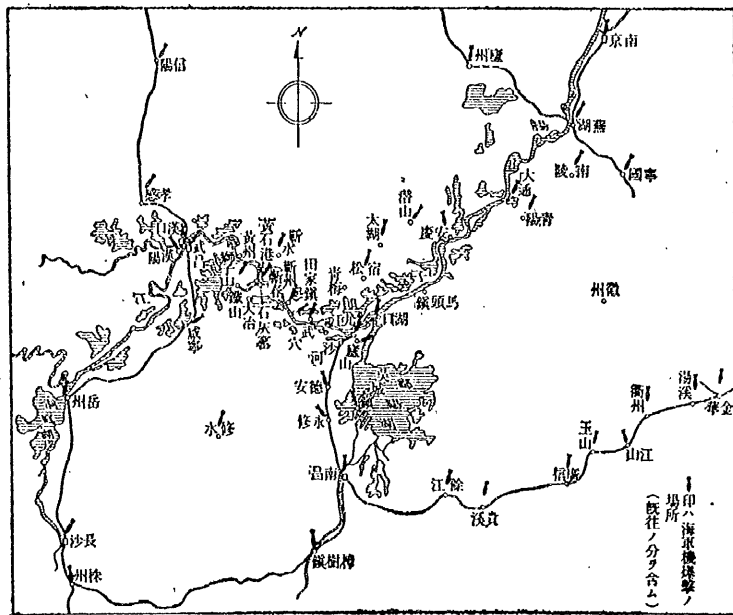
(四) 敗殘に焦慮狂奔せる支那軍は、九江上流約十里干湖附近の堤防を破壊決潰し、附近の住民を

八月三日

濁流に叩き込む暴撃を敢へてした。

意氣既に武漢を呑む海軍航空隊は雷雨続きの空晴れて絶好の空襲日和の三日午前〇時、〇〇基地を出發長江の空を〇〇機の大編隊を以て暴進し大舉漢口飛行場を空襲、赫々の戦果を収めた。即ち空中戦闘に於て三十二機を撃墜し、地上に墜落してあつた七機を爆破した。我が方も未だ二機基地に歸還しない。

先に屢次の南昌空襲により殲滅的打撃を蒙つた敵戦闘機隊は、爾來その補充整備に狂奔し、新機の購入或ひは殘存機の組立、修理等あらゆる手段を盡して再建に努め、幸うじてB十五型、グラチエターを主とし、B十六型、カーチスホーク等雜多の混成隊を以て我が空襲に備へた。ちやうどこれ等五十餘機の集團が漢口上空を遊弋してゐたので、我が戦闘機隊は敢然その真只中に突入し、右に一機を撃墜するや反轉して左を



衝き、或ひはグイツして地上の敵機を爆破するや直ちに急角度上昇を行つて遊弋する敵を下から狙ひ撃ちにする等、瞬く間に合計三十二機を撃墜した。その間、我が爆撃隊はこれと相呼應し地上に待機中のS B機その他の重爆撃機に巨弾の雨を降らせ七機を爆破する等多大の損害を與へた。

この日漢口上空は彼我兩空軍の機雲に蔽はれ、天長の住節の大空襲以來の壯絶を極めたものであつたが、敵地上砲火は快晴の空を衝いて果敢の急降下を續ける我が〇〇機、巴戦に火花を散らす〇〇機群の姿に色を失ひ啞然として應戦するものもなかつた。

江上作戦

七月二十九日

江上艦艇の一部は、九江上流に於て、機雷多數搭載の大型ジャンクを攻撃し、機雷全部をジャンクと共に粉碎した。

八月一日

支那軍は九江より徐家灣に至る間の干湖附近で五メートル以上、徐家灣附近で一メートルを破壊決潰したので濁水は堤防内に奔流してゐる。附近の土

民は支那軍の無謀を恨みながらも目下これを修理中である。

寫眞週報

國策のグラフ

八月十日發行(第二十六號)

定價 十錢

主要目次

- ▽海軍作戦一年を回顧して 米内海軍大臣 國民に告ぐ
- ▽大陸の空あくまで狭し 撮影・海軍省 第一回の渡洋偵察機を始めとし、南昌海口と相闘ぐ我が海軍の奮闘が戦時記録に汗を滴る。爆撃隊空襲は平川海軍大佐の手記、南京空襲の愚問によつて更に光彩を放つ。
- ▽青年徒歩旅行 撮影・鐵道省 世の青少年に對して、肉體的體格的訓練をなす旅行は、北海道駒ヶ嶺の雄大な風景をバックとしてなされた。
- ▽朝色かへる上海—南京 上海も南京も原爆のもとに容々と建設されて行く、市内を行走する兵隊の足並にそへて。
- ▽海の彼方
- ▽讀者のカメラ



教化と映畫政策

文 部 省

近時、映畫統制問題が社會の注目を惹き、映畫政策がしきりに論議されてゐる。これは従來たゞ娯樂物として寧ろ蔑視されてゐた映畫の重要な社會性、教化性が漸く認識されて來た結果といふべきであらう。

本稿は、我が教育映畫政策の現在を、文部省映畫施設を中心とし、今や政治、經濟、文化の一切の社會、文化事象の上に現はれ來つた躍進日本の指導原理、指導精神が、教育映畫政策の上にその徹底を要求していかなる轉回をそこに孕みつゝあるか、それを併せ語らうとするものである。

一、映畫問題の推移

映畫に關して社會的運動の起つたのは、我が國に於ては青少年映畫興行觀覽問題がその最初である。この問題は、大正五、六年頃映畫興行が普及發達するにつ

れ、その悪影響も漸く大きくなるに及んで起つて來たもので、いはゞ興行映畫の節度なき發達に對する輿論の抗議ともいふべきものであつた。

そしてこの問題は、青少年教育と特に關係があるので、教育社會を中心として起り、大正六年二月、帝國教育會の文部省に對する「活動寫眞取締建議」となつて現はれ、同年八月警視廳によつて「活動寫眞取締規則」が實施された。

この取締規則は映畫を甲乙二種に區別し、甲種映畫は十五歳以下の年少者にはその觀覽を禁止する規定で、各地都市がこれに倣つたのでその効果が殆んど全國に及んだ。

ところが、乙種映畫即ち児童向き映畫が少ないためこの規則は實施上困難を來すこととなり、大正九年即ち實施後二年半にして廢止されるの已むなきに至つ

た。

その後数年を経過して大正十五年頃再びこの問題が起つたが、その間にあつて一方では非興行映畫即ち所謂教育映畫が成長し、これが教育、教化に漸次利用されるやうになり、一般の映畫に對する考へ方も寧ろ映畫を善用して青少年に觀せるのがよいといふ方向に向つてきたので、これをきっかけに兒童、生徒を對象とする教育映畫會、兒童向き映畫興行等が各地で盛んになつた。即ちこれが青少年映畫興行問題に對する一對策となつたのである。

教育映畫のかゝる利用は、後に映畫教育へ發展したものであつて、それからの約十年は映畫教育の指標の下に教育映畫普及をはかり、これに努力した時代である。

又、一方、興行映畫について見ても、その十年間は其の最も充實發展した時期であつたから、かゝる映畫界の全般の發達向上がやがて一般の映畫に對する認識をも著しく昂めたのである。

たゞ、昭和八年二月映畫國策樹立について衆議院

に建議され、翌年三月「映畫統制委員會」が成立する等、映畫統制の機運が起り、こゝに映畫問題が國策的見地から取扱はれる日が到來した。

二、映畫教育の發達

前述のやうに、映畫教育普及の機運は起つて來たが、當時はこれに利用すべき映畫が少く、また映畫貸與機關が未だ設けられてゐなかつたので、教育映畫の配給を圓滑にすべきであるとの要求が起つて來た。

そこで、これに對して、文部省は昭和二年、既に大正十二年以來教育映畫の製作に着手してゐたその設備を充實して一層教育映畫の供給に努力すると共に、昭和三年映畫貸與制度をも開設した。

又、一方では、映畫利用者の負擔をなるべく軽減する目的で、道府縣、市當局に懇請して映畫利用者の團體を組織し映畫經費の合理化を圖らうとした。

この團體は「教育映畫聯盟」と稱するもので、それを組織することに依つて教育映畫の販路を開拓し、教育映畫に對する需要を確定して、それによつて教育映畫

事業の發展に資せんとする目的をも持つてゐる。

ところが、この團體は一方に中央機關がなければ特別の場合の他は結局經濟上又は映畫入手の上で行き詰らざるを得なくなる傾きがあるので、遂に昭和十二年三月これに對するその要望が具體化して「映畫教育中央會」が創立され、こゝに教育映畫普及の陣立が一應成り立つたのである。

以上は文部省を中心とする教育映畫普及への一般的努力であるが、文部省では昭和四年以降殆んど毎年教化映畫を道府縣、六大都市に交附し全國一齊にこれを公映する施設を講ずることになつた。

この施設は地方に於ける教化映畫を潤澤にする一方法であるばかりでなく、これによつて映畫利用即ち映畫教化を普及させ、それを中央と地方との關係に於て系統化する重要な任務をも持つものである。

要するに、映畫教育乃至映畫教化については後述の教化映畫交附施設を中心としてこれを充實し、「映畫教育中央會」の活動を通じて教育映畫配給網を普及することによつて、映畫に依る教化網即ち映畫教化網を

完成せんとするのである。

三、文部省の映畫施設

文部省映畫施設は映畫の認定、推薦、教育映畫の製作、頒布、貸與、教化映畫の交附、講習會、調査等であつて、これらが我が國の映畫、即ち教育映畫のみならず興行映畫をも含めて映畫全體の健全な發達普及をはかり、文教に資せんとする方針に立つてゐる。そして現在の施設は、前述のやうに、最近十年に於ける努力が映畫教育普及に注がれた關係から教育映畫製作、頒布、教化映畫の交付等殆んどその方向の施設が多くを占めてゐるのである。

(一) 映畫の認定推薦

映畫の認定は明治四十四年「通俗教育調査委員會幻燈映畫及活動寫眞フィルム審査規程」を定めたことに始まり、最も古い歴史を持つてゐる。

その後、規程は數次改められ、現在は「活動寫眞フィルム幻燈映畫及著音機レコード認定規程」(大正十二年文部省令第二十二號)に據り、出願した映畫を審査の

上、社會教育に裨益するものである時はこれを認定する制度で、これはいふ迄もなく、教育映畫の保護奨励を目的とする重要なものである。

次に推薦とは一般映畫中から教育上乃至民衆娛樂上適當なものを選定し、これを社會に推薦紹介する制度である。大正九年この制度が設定されたのは、歐洲大戰時代から映畫興行が勃興しその社會的影響が甚大となつたために、映畫觀覽者、利用者、教育關係者等に指針を供すると共に製作者に對して指導を與へる必要が起つたからである。

さうした關係から、この制度は主に興行映畫を對象としてその改善向上を圖るのを目的とするものであるが、教育映畫は推薦の對象としないのでは決してない。たゞ推薦は認定のやうに出願を待つべきものではないので、適當と認められた時は文部省に於てこれを推薦するのである。

推薦映畫は價値別に依り、教育的、娛樂的、觀賞的の三種に分ち、これに成人向き、青年向き、兒童向きの指定を附し、認定映畫と同じくこれを官報で發表

する。

認定、推薦の審査のためには十五名の民衆娛樂調査委員が委嘱されてゐる。そしてその中の三人の常任委員が常時文部省又は映畫館に赴いて審査してゐるのである。

なほ、認定、推薦映畫中優良なものに對し毎年「優良映畫賞牌」を授與する。

最近の認定、推薦映畫

認定

翼の使者、南支を扼す者臺灣、坑底の爆音、土、神國大日本

推薦

●風の子供、×南十字星は招く、●オーケストラの少女、×南極捕鯨日新丸、●ボビーの凱歌、×五人の斥候兵、●わん公日記、×上海、南進臺灣、×南京、●祖國の爲に、×曙光、●東洋平和の道、●忠臣藏、×赤の脅威、●野戰郵便、●海の護り、×起ち上る蒙古、●太陽の子、●田園交響樂、●出世太閤記

●黒田誠忠録、×航行遮斷、●みんな泳げ、●ボルネオ、●北京

備考

「價値別」分類：●は娛樂的、×は教育的印なきものは教育的、娛樂的のもの

「指定別」分類：◎は成人向き、●は成人及び青年向き、△は兒童向き、印なきものは觀覽指定なきもの

最近の優良映畫賞牌授與映畫

昭和九年

三月十日(P・C・L)、護れ大空(朝日新聞社)、海の生命線(横濱シネマ)、警察官(新興キネマ)

昭和十年

北進日本(横濱シネマ)

昭和十一年

護國の母(日活)、黒い太陽(朝日新聞社)、龍神祭(日本電報通信社)、不滅乃木(セカイ・フィルム社)

昭和十二年

五人の斥候兵(日活)、南十字星は招く(横濱シネマ)、風の子供(松竹)、怒濤を蹴つて(東寶)

(二) 教育映畫の製作、頒布、貸與

教育映畫の製作、頒布は大正十二年宮内省と協議の上同省所蔵にかゝる皇室に關する映畫を複製頒布することに始まるもので、その目的は初期にあつては教育映畫の一般的缺乏に對し、民間では比較的製作困難な學術映畫、科學映畫等を供給するにあつた。

これは既に述べた我が國映畫教育發達の過程に於て起つて來た情勢に對應したものであるが、現在では教化映畫交付施設を通じて寧ろ自ら教化に利用せんがために製作、企畫をなすことに重きをおいてゐる。

頒布は文部省映畫を希望者に有償にて頒布する制度であり、貸與は文部省映畫を有料で貸與する制度である。

製作映畫の種類と數 (昭和十三年三月末)

種別	本數	卷數
皇室に關するもの	四四	七一
國民教化に關するもの	四一	一〇六
運動體育に關するもの	一七	三一
保健衛生に關するもの	六	一一
家庭教育に關するもの	七	一一

商業に關するもの	八	一六
職業に關するもの	三	八
拓殖に關するもの	二	一一
通俗科學に關するもの	三〇	五三
史蹟名勝に關するもの	二五	四七
記録に關するもの	一五	二三
計	一九八	三九一

映畫頒布數 一、七三九組（昭和十三年七月末）

四、映畫教育中央會の設立

(三) 教化映畫の交付は、重要な教化目的を映畫化しその映畫を全国的に公映して國民教化を徹底せしめんがために道府縣、六大都市にこれを交付する施設である。これは全國一齊公映といふことが既に大きな意味を持つてゐるのみならず、映畫による教化の方法を確立し將來映畫教化網の基礎を作つて教化の新生面を開拓する重要な任務をも負ふものである。

この施設は昭和四年教化總動員に際しそれに利用する映畫を製作交付したのに始まり、昭和五年には教育勅語換發四十周年、昭和八年には皇太子殿下御降誕に際しそれら記念映畫を交付した。

昭和十年には選舉肅正映畫を交付したが、この頃から映畫の教化的利用は著るしく盛んとなり、殊に今回の時局に際しては國民精神總動員に利用せんがために「國民精神總動員大演說會」「支那事變」「銃後の長期戦」を連続交付したので、映畫が教化上ますます重きをなすに至つてゐる。

映畫教育中央會は昭和十二年三月多年の要望を實現して創立された全國道府縣、六大都市の映畫教育團體を統制指導する中央機關であり、文部省の映畫政策の一部を實行に移す外、郡團體である。

會長は文部次官、副會長は社會教育局長、常務理事は社會教育局庶務課長がこれに當り、理事、評議員等の役員には貴族兩院議員、内務省關係官、その他學識經驗ある人々を網羅してゐる。

映畫教育中央會は道府縣、六大都市映畫教育團體をその加入團體とする。そしてそれらの團體は市、區、町村に於ける學校、團體等が結成する映畫教育團體に

よつて構成される。即ち行政上の段階に従つて市、區、町村を單位とする團體が設立され、それらが府縣、六大都市の映畫教育團體を通じて映畫教育中央會に統合されるのであつて、映畫教育がこゝに系統化され、映畫教育網が組織的に張りめぐらされることとなる。

映畫教育中央會の事業は加入團體の指導助成、映畫の配給、映畫、映寫機等に關する紹介、相談、印刷物の刊行、映畫教育に關する調査、幻燈映畫に關する事項等に亘つてゐるが、その中でも主要なものが映畫の配給にあるのはいふまでもない。

映畫の配給は定期配給と隨時的貸出との二種に分れ、前者は加入團體に限り、後者は非加入者も利用することが出来る。

定期配給は毎年二回、一回約十卷一組の番組を配給するもので、その使用日數は會費一口（五十圓）について七日の割合と定められてゐる。この配給はその番組が利用者の選定によらず中央會で編成せられてゐる點及び配給が定期的であるといふ點に於て重要である。

それは前者はそれに依つて指導的意圖が全うされるからであり、後者はそれによつてやがて地方に於ける映畫教育施設（教育映寫會等）の恒久化が促されるからである。

配給映畫は文部省映畫を中心とし、その他適當の映畫を購入してこれに配するのであつて、文部省映畫を配給するといふ事柄がこの團體と文部省との具體的な關係であり、それを通じて文部省映畫が普及され、その製作意圖が發揮されるといふことになる。

要するに映畫教育中央會は本來の使命は教育映畫配給の合理化と回滑化とを圖り、映畫教育の連絡統制に努めることにあるが、一面に於ては團體として自由な立場に於て官廳たる文部省のなし難い點及ぼざる點等を補ひ、官民協力に依つて映畫教育伸展に資せんとする點にあるのである。

五、教育映畫政策の新局面

教育映畫政策は、教育映畫配給組織の一應の準備に依つて今や第二次の發展を孕んでゐる。然らばこれに

照應する政策上の新局面は如何といふに、要するにそれは映畫に對する國の指導原理、指導精神の徹底を圖らんがための諸般の施設及び在來施設の擴充である。即ち教化映畫はその本來の使命を發揮すべきことがいよ／＼要求せられてゐるのであるから、これに應じて教化映畫そのものの質の向上を圖ると共に國民大衆との接觸面の擴張に努めねばならない。即ち優秀な教化映畫を豊富に供給し、そのことに依つて映畫教化の内容を充實するやう、教化映畫助成策の擴充を必要とする。従つて文部省に於ける映畫の認定、推薦の制度は從來に比し格段の重要性を持つこととなるのである。

教化映畫の公映については、その配給を一層円滑に、その利用を便利にし、映畫教化網の普及整備を進めねばならない。又、一方に於ては教化映畫公映の新らしい途を求め、映畫館をもこれに利用することが必要である。

映畫館の利用は文部省に於ては昭和九年二月皇太子殿下御降誕記念映畫を東京市及び附近の主要映畫館に

上映して以來數回これを試みてゐるが、この方法はこれを全國化し、將來はこれを定時化して回数を増加すると共に、更に制度化しなければならぬ。

教化映畫の目的とするところは、國民の知的啓蒙と共に情意を通ずる陶冶であるが、その陶冶は無意識的に行ふもののみでなく、それが國民生活の裡に無意識的にも浸透するやう圖らねばならない。即ちこゝに國民の趣味、娯樂の教化上に於ける重要性があり、それは今後時局の動向に應じて各種問題を含むものであるが、それに對してはたゞ從來の民衆娯樂改善の見地からのみでなく進んで國民情操陶冶の見地から、國民の娯樂生活の適正を期する意圖を以て娯樂映畫及びその興行に對し指導を加へねばならない。

要するに新らしい事業は教化映畫及び興行映畫の全面に對して指導性を要求してゐるのであつて、その指導性即ち教化價値の創造こそ將來日本映畫の指標となるものである。



ブルガリアの再軍備問題

外務省情報部

七月三十一日ギリシヤのサロニカに於て、ギリシヤ、ルーマニア、トルコ及びユーゴスラヴィアの四國から成るバルカン協商國を代表せる同協商會議々長のギリシヤ首相メタクサス氏と、ブルガリア首相キョセヴァノフ氏との間に

『ブルガリアは、バルカン諸國との間に善隣協同の關係を樹立せんことを希望してをり、バルカン協商諸國もまた同様の希望を有してゐるのに鑑みて、各國は既に締結してゐる不侵略條約に従つて、その相互の間に於て協力に依倚することを約し、且つ關係各國に關する限り、マイイ條約第四編の軍事條項及びローザンヌのトラリス國境條約を適用しないことを約す』

といふ内容の協定を結んだのである。

これは、かねてブルガリア政府がバルカン協商諸國に對して、軍備の平等性を承認すべく要求してゐたのであ

つたが、これに對して協商各國政府は、過般來協議を重ねた結果、ブルガリア政府の要求を承認することとなり、こゝに、マイイ條約中の軍備條項及びトラリス國境に於ける非武装中立化條約を廢棄すると共に、ブルガリアと協商諸國との間に不侵略協定が結ばれるに至つたのである。

去る歐洲大戰に於て同盟側に參加して聯合諸國と戦つたブルガリアは、戦ひ敗れて一九一八年二月二十九日休戦條約を結び、獨逸土各國に先んじて單獨講和を行つたのであつた。かくて一九一九年フランスのマイイに於て講和條約が調印され、さらに一九二三年、スイスのローザンヌに於てトラリス國境に關する條約が調印されたのであつた。

マイイ條約によつてブルガリアに課された負擔は頗る

過重なものであつた。即ち、チモック溪谷を始めツアリ
プロット、ボシレグラッド、ストリニニツア等の地方
を失ひ、國家全體の富にも等しいといはれたところの二
十二億五千萬金フランの賠償金を課され、軍備に對して
は非常な制限を加へられたのであつた。

ブルガリアの軍備は、大戦前に於ては約八萬の陸軍を
もつてゐたのであつたが、ヌイイ條約によつて、義務兵
役制度を禁止せられ、志願兵制度による常備部隊を二萬
人に制限せられ、その他に三千人の國境守備兵及び憲
兵、税官吏、森林看守、地方警官等一萬人を限度として
武裝を許されたのに止まり、要塞等の築造は一切禁止せ
られ、空軍は勿論一切もつことを許されず、海軍は漁業
監視のために僅かに水雷艇四隻、自動艇六隻、しかも魚
雷發射管を除いたものをもつことが出来る程度に縮小さ
れ、その他武器彈藥の輸入は全く禁止された。

またトリス條約によつて、南方のトルコ及びギリシ
ヤとの國境地方には、恰もドイツの西方國境のラインラ
ンド地帯と同じやうな非武裝の中立地帯が設けられたの
であつた。

三

かうして、一時はバルカンに潮を唱へたブルガリア

も、非常な悲境に追ひ込められ、僅かに十萬平方料の領
土と、六百萬の人口を持つ小國となつてしまつたのであ
るが、しかし、ブルガリアはこの現状を打破して復興せ
んとすることに對しては、ドイツがヴェルサイユ條約の
廢棄を目標として奮闘して來たのに劣らない努力を拂つ
て來たのであつた。

元來、ブルガリアは大戦以前からトルコとは對立の關
係にあり、またギリシヤとはマケドニア問題を繞つて紛
争があり、しかもルーマニア及びユーゴスラヴィアの
兩國は大戦に於ける戰勝國であり、また新興國として勢
力を擴大し、ブルガリアを壓迫せんとするの情勢にあつ
たので、ブルガリアの立場は殆んど孤立の状態にあつ
た。従つて、ブルガリアが有つところのヌイイ條約の廢
棄は、非常に困難な事業であつた。

また一方、かうした要求を持つブルガリアを纏るト
ルコ、ギリシヤ、ルーマニア、ユーゴスラヴィア等の
各國が、ブルガリアの現状打破の運動に對して、共同戰
線を以てこれを抑へようと企てるのは自然の勢ひであつ
た。これが即ちバルカン協商の生れた事情である。

かくの如く、ヌイイ條約の現状を打破せんとするブル
ガリアと、これを抑へようとするバルカン協商諸國との
對立は、バルカンの情勢を不安ならしめる原因であつ

た。しかも、この各國對立の背後には英獨佛伊等の列強
諸國の利害が錯綜してゐるので、依然としてバルカンは
歐洲の噴火口であるとの批評が加へられて來たのであ
る。

この不安なる情勢に對して、さらに拍車をかけたもの
はドイツの勃興であり、ベルリン、ローマ樞軸の出現であ
つた。そして、過般ドイツがオーストリア合併を斷行す
るに至つて、その影響は、こゝにブルガリアの再軍備を
實現する情勢を生んだのであつた。

四

バルカンは歐洲の噴火口であるとは、昔からいはれて
來たのであるが、これに對して、バルカン諸國の協力に
よつてバルカンの安定を計らうといふ所謂バルカン同盟
とか協商とかいふ問題が計畫された。

既に一八八〇年の時代に、セルヴィア、ルーマニア及
びブルガリアの三國間に同盟が計畫されたのに初まり、
一八九一年、ギリシヤのトリクピスによつて企てられた
バルカン同盟、同じく一九一〇年にギリシヤのヴェニゼ
ロスによつて計畫されたブルガリア、セルヴィア、モン
テネグロを網羅した對トルコ同盟等があり、合従連衡
がしきりに計畫されたのであつた。

大戦後に於て、トルコ及びブルガリアの敗戦、チェツ
コスロヴァキア及びユーゴスラヴィア國の出現等バル
カンの情勢には大きな變化があり、さらにトルコ及びギ
リシヤの革命等が勃發し、トルコの小アジア進撃、セー
ヴル條約の改訂問題等、相ついで起り來つた紛亂のた
めに、各國共に全バルカンの問題を考へる暇がなかつ
た。

かくて一九三〇年時代に入るや、バルカンの紛争も
ほど安定を見るに至つたので、こゝに於て全バルカンの
平和問題が各國によつて考へられるに至つた。即ち一九
二九年、ギリシヤのアデネ市に於て開かれた萬國平和協
會の第二十七回の總會に於て、バルカンの平和問題が提
案されたのを契機として、翌一九三〇年十月同じくアデ
ンに於てギリシヤ、アルバニア、ブルガリア、ルーマニ
ア、トルコ及びユーゴスラヴィアの六國の代表によつ
て、第一回の平和會議が開かれたのであつた。

しかし、上述の如く、ヌイイ條約の現状を打破せんと
するブルガリアと、現状維持を要求してブルガリアを抑
へんとするギリシヤその他の諸國との間に、同一の目標
の下に平和維持を協定することは困難なことであつた。
果してブルガリアは、ヌイイ條約の廢棄、失地の回復を
主張し、各國との間に對立を生じた。

こゝに於て、ブルガリアを繞る諸國ブルガリアに對する共通の立場から、ブルガリアを除外したバルカン協商への方向に進み、一九三四年の二月四日、ユーゴスラヴィアのベルグラードに於て、ギリシヤ、トルコ、ユーゴスラヴィア及びルーマニアの四國の間に、所謂バルカン議定書が調印されたのであつた。

五

- 一九三四年のバルカン議定書は、一、聯盟規約を基としてバルカンの平和を確立するために、締約各國は共同動作を執ること
- 二、現在の國境を尊重し、相互の安全保障及び將來の紛争に關して武力に訴へず、聯盟規約による平和的解決を主とするること
- 三、經濟的及び文化的協力を強化すること
- 四、締約國の定期的な外相會議を設置すること

備以來、急激な變化を現はし、ヴェルサイユ平和體制の崩壊と共に、一方では獨逸樞軸の強化、中央ヨーロッパ或ひはバルカンへの進出等が起つた。かくて、一九三七年の三月にはイタリーとユーゴスラヴィアとの間に協定が成立し、バルカンに於ける小協商國の動搖が現はれ、バルカン諸國が獨逸へ接近しようとする傾向が生じた。こゝに於て、かねてイタリーと接近してゐたブルガリアは、この現状打破に有利に展開して來た情勢を掴んで、遂に多年の宿望であつたヌイイ條約及びトリス條約の廢棄を實現し得たのであつた。即ち、ドイツが一九三四年及び五年の二回に亘つて實現し得たところのヴェルサイユ條約の廢棄及びラインランドに進軍を、ブルガリアは平和的に解決し得たのである。然し、その代償として、バルカン諸國との間に不侵略協定を結び、國境の現状維持を尊重するバルカン協定に加はらなければならなかつたのである。

なほ、このヌイイ條約中の軍事條項の廢棄及びトリス國境條約の破棄は、上記のバルカン諸國の諒解のみでなく、法理的には英佛その他の舊聯合側強國の諒解を必要とするものであるが、これに對しては既に交渉が行はれ、何れも諒解を與へたものであると報せられてゐるのである。

最近公布の法令

内閣官房總務課

朝鮮總督府官制改正ノ件 (七月二十七日公布勅令第五百十八號) 高等官官等俸給令改正ノ件 (七月二十七日公布勅令第五百十九號) 情報及び啓發官俸、支那事變特別現令、貿易統計、豫算、外國爲替管理、度量衡、鑛業監督、牛増殖、造林事業の總括監督、教壇の刷新振興、氣象及び保健衛生施設に關する事務のため事務官一人、教官二人、技師六人、屬二十一人、技手四十二人を増員し、又事務刷新のため度量衡所を置き度量衡に關する技師を事務官に組替へ、派遣員たる通譯官を事務官に組替へ、且つ新設された教官官の官俸俸給を定める等の改正を行つたものである。

昭和十二年勅令第四百三十五號北支事變ニ關スル海軍戰時給與規則等ノ特例ノ件中改正ノ件 (七月二十七日公布勅令第五百二十號) 支那事變に關し海軍軍人軍屬に給與する俸給、給料及び増體に關する特例に改正を加へたもので、例へば海軍戰時給與規則第二條第一項の規定(増體に關する特例)によつて増體を給せられる者に給する俸給、給料及び増體は、必要ある場合はその月分を含み三月分以内を前金拂をすることが出来る。又これ等の者が死亡した場合、その俸給、給料及び増體は死亡判明の日の屬する月分迄給することが出来る。その他前

金拂を受けた者の死亡判明の場合の給與、本令の適用地域等につき改正し或ひは規定されてゐる。なほ本令は本年七月一日以後の給與について適用される。

昭和十三年法律第二號不正競争防止法中改正法律、同法律第三號特許法中改正法律及同年法律第四號商標法中改正法律施行期日ノ件 (七月二十七日公布勅令第五百二十一號) 昭和十三年法律第二號外二法律(國境第七十六號)の施行期日を八月一日と定めたものである。

馬匹去勢法ヲ權太ニ施行スルノ件 (七月二十七日公布勅令第五百二十二號) 大正五年勅令第二百三十三號馬匹去勢施行ノ費用及馬匹去勢償金ニ關スル件中改正ノ件 (七月二十七日公布勅令第五百二十三號) 權太における馬匹の資質向上を圖らんがため馬匹去勢法を權太に施行し、これに伴つて大正五年勅令第二百三十三號に改正を加へたものである。

工業所有權保護同盟條約 (七月二十七日公布勅令第五百二十四號) 昭和九年六月二日ロンドンにおいて帝國全權委員が關係各國全權委員とともに署名した工業所有權保護に關するパリ同盟條約で本年八月一日から實施された。これは明治三十三年ブラッセルにおいて、明治四十四年ワシントンにおい

て、大正十四年ヘグにおいて、昭和九年ロンドンにおいて改正されたものである。

重要礦物委員官制 (七月二十八日勅令第五百二十四號) 重要礦物増産法 (四月二十二日法律) の施行に伴ひ同法第十九條 (重要礦物増産のため鑛業権者當事者間に認められた協議が不調或ひは不能に終つた場合、これに代るべき政府の裁定又は決定、若くは政府の鑛業権者に對する増産命令及びこれに伴ふ損失補償は何れも委員官の議を経べきことに定められてある) の規定により重要礦物委員官を設けすることにしたもので、本委員官は商工大臣の監督に屬し、前記の如き権限を有し會長一人 (商工大臣を以て充つ) 委員二十人以内及び臨時委員 (何れも關係各高等官及び學識経験者中より命ず) を以て組織されることになつてゐる。なほ本委員官に關し本會に規定する以外に必要な事項は商工大臣が規定することになつてゐる。

農地調整法施行期日ノ件 (七月二十九日勅令第五百二十五號) 農地調整法施行令 (七月二十九日勅令第五百二十六號) 自作地登記令 (七月二十九日勅令第五百二十七號) 登録税法施行規則中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百二十八號) 農地調整法 (四月二十二日法律) を八月一日より施行し、これに伴つて施行令を定め、同法第七條第三項の規定により自作地の登記手續を定め、且つ登録税の免除に關し規定を設けたものである。

法の施行とともに、小作調停法を同縣に施行することとしたもので、八月一日より施行された。

内務部内閣府職員設置制中改正ノ件 (七月三十日勅令第五百三十一號) 陸軍技術本部令中改正ノ件 (七月三十日勅令第五百三十二號) 陸軍技術本部において從來の所掌事項のほか、固定無線所の施設、補修等を行ふこととし、又新たに第四部を設けることとする等の改正を加へたもので八月一日から施行された。

陸軍兵器廠令中改正ノ件 (七月三十日勅令第五百三十三號) 陸軍通信學校令改正ノ件 (七月三十日勅令第五百三十四號) 陸軍通信學校の學生の種類及びその修學期間等に全般的改正を加へ、下士官候補者及び生徒の教育を行ふため新たに下士官候補者隊を置き、又別に鳩部を設け、なほ學生の教育、通信に關する研究、試験に資するため教導隊を置く等のため陸軍通信學校令の全部改正を行つたもので、八月一日から施行された。

陸軍工科學校令中改正ノ件 (七月三十日勅令第五百三十五號) 陸軍工科學校において工機兵の教育を行ふため、新たに練習隊を設け、又同校を陸軍大臣の直轄とする等のため所要の改正を加へたもので八月一日から施行された。

陸軍經理學校令中改正ノ件 (七月三十日勅令第五百三十六號) 陸軍經理學校において主計下士官候補者の教育を行ふこととし、下士官候補者は各隊より分遣する者を以てこれに充て、通常毎年一回入校せしめ、その修學期間は概ね一年とする。その他所要の改正を加へて八月一日から實施された。

「週報の友」 發刊について

さきに第九十、第九十一號で、「週報會」結成を提唱したところ、反響を呼び、「既にわれ／＼の方では週報を中心にかういふ研究會、讀者會をやつてゐる」とか、「趣旨に賛意を表して今度結成した」といふやうな報告が相ついで到着し、熱心な週報讀者によつて各地の職場、部落、町會、その他團體等の範圍に所謂「週報會」が生れてゐる有様であります。

そして、かういふ眞摯な週報讀者の會から編輯室の方へ、連絡を緊密にしてほしいとの希望もあるので、かねて計畫して居りました「週報の友」を週報第百號を記念して九月十四日、當編輯室編輯の下に内閣印刷局から發行することになりました。

これは、當分月一回發行で八頁のさゝやかなものではあります。そこには週報會員をはじめ讀者からの意見、感想、各地週報會の活動状況、週報利用活用事例等をのせ、その他週報に關する問題についての「質疑應答欄」も設け、一方、時の問題を週報とちがつた角度からとり上げ解説して行くつもりであります。

これによつて、週報會員と編輯室との連絡もとれ、又週報會員同志の連絡も緊密になり、延いては一人でも多くの人々に時局認識が徹底し總動員體制下の時局に何等か資するところがあれば幸ひであります。

この「週報の友」は一部二錢で一般に頒布される筈ですが、取り敢へず、所謂「週報會」を結成してゐる眞摯な週報讀者に對してのみ無料で、「週報會」を通じて差上げることにしました。

従つて、「週報の友」の送付を希望される週報會は目下購讀契約中の書店その他に、會の名稱、所在の場所、會員數、職業、責任者名、會の活動、週報の利用方法等をお知らせの上、お申込み下さい。なほ、當分の中、書店で要領を得られない時は、購入書店を明記の上、直接、前記要領を内閣情報部週報編輯室宛お知らせ願へば會宛にお送り致します。(その節は恐縮ですが郵税を御負擔願ひたく存じます。いづれ詳細は迫つて發表致します)

なほ「週報の友」發刊に際してお願ひしたいことは「週報の友」の所謂「會員の頁」に載せるべき各地の「週報會」の活動状況や週報への希望、感想等の原稿をはじめ「地方の統後援の力強い姿」とか、「勤勞奉仕運動の行き方」とか、「事變下の新しい生活」といふやうなまじめな問題についての意見や、報告をお送り願ひたいことでもあります。そしてこれは、二百字詰原稿用紙四枚以下のもに願ひたいと思ひます。

近く生れ出る「週報の友」に對して力強い御協力を御願ひ致します。

内閣情報部週報編輯室

國民貯蓄は
保険から



生命保険社會協會

第九十號

第九十一號

第九十二號

第九十三號

第九十四號

第九十五號

第九十六號

第九十七號

第九十八號

第九十九號

第一百號

（以下略）

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和二十二年八月十日 第三〇九號 運輸省認可

(毎週一回水曜日發行)

第九十五號

(本書の大きさは國定規格A5判)



ニッサン

乗用車
トラック
バス

國策に順應して生れた國產自動車として發賣以來皇軍の御用を蒙り前線で多數御役に立つて居ますことは深く光榮と致す處であります。

銃後に於ても自家用車、タクシー、トラック及バスとして全國を通じ多大の御用命を蒙り國産に御需



東京・日産自動車販賣株式會社(丸ノ内)

營業所 大阪・福岡・京城
名古屋・横濱・千葉

要をみたすことが出来まして誠に感謝に堪へません。今後一層の御眷顧御愛用願ひ上げます